

公明党

せのう 孝夫 市政報告 Vol 50



声を かたち に 夢を くらし に

第3回定例会では、決算審査特別委員会が設置されましたが、私は委員外のため、本会議場での決算質疑に臨みました。また、定例会最終日には、公明党館山市議団として『令和6年度 予算編成に関する要望書』を、森 正一市長に提出しました。決算質疑は血税の適正な執行であったか、予算要望は市民に寄り添う社会福祉の向上に、との思いを込め、それぞれ提案させていただいたものです。これからも、市民ニーズに貢献出来る様、研鑽を重ねて参る所存です。

9月議会通告質問 【詳しくは議事録を参照】

1. 食品衛生法改正に伴う行政対応

令和3年度の法改正により、これまでは、いわゆる台所調理が認められていたものが、独立した調理室の設置を義務付けるなど、一定の基準が新たに設けられました。これによって影響を受ける対象者は、主に個人で小規模な製造等を行ってきた方々です。

この法改正には経過措置として3年間の猶予が与えられていますが、令和6年6月には新基準に合致しなければ営業許可の取得はできなくなります。そこで、公的に何らかの支援策はないかという観点から、施設基準が満たされなくなった製造業を営む方々に対する、行政としての対応を伺いました。

答弁： 食品衛生法改正に伴う漬物製造業者等に対する対応についてですが、食を取り巻く環境の変化や国際化等に対応して食品の安全を確保するための法改正が平成30年6月に行われました。

この法改正に伴い、令和3年6月1日に食品営業許可制度が変更され、これまでは保健所の許可が不要であった漬物製造業等で、専用の工場を構えて製造・販売している事業者のほか、自宅の台所で製造し、直売所等で販売している個人の事業者についても、新たに営業許可の取得が必要となりました。なお、法改正以前から営業している事業者が新たに営業許可を取得する際、3年の経過措置が設けられており、今後も事業を継続するためには、令和6年5月31日までに保健所の営業許可を取得する必要があります。

また、営業許可を取得するには、製造を行うための専用の調理室の確保や、手指の洗浄及び消毒を行うことができる手洗い設備の設置、食品を衛生的に取り扱うための冷蔵・冷凍設備の設置など、施設の基準を満たすとともに、食品衛生責任者を設置しなければなりません。これらは、事業者自らの責任において講ずべき措置になりますが、小規模な事業者にとっては、施設や設備の整備に要する資金の確保が大きな課題として考えられます。

そのような中、館山市として補助・助成ができる制度は、中小企業融資制度による利子補給・保証料補給や、小規模事業者経営改善資金利子補給制度があり、今回のケースに限らず、市内の中小事業者は施設や設備の整備に要する資金の融資に関する支援を受けることができます。

次に、公共施設の調理室を個人の事業者が共同で利用する場合についてですが、安房保健所に確認したところ、事業者以外の者も利用する共有スペースのため、営業許可が得られないとのことです。例えば、学校の調理室は児童生徒が日頃利用し、地区公民館の調理室は不特定多数の人が日頃利用しており、共有スペースとなることから、これらの施設では、製造・販売を目的とした調理は

できないこととなります。

安房保健所において、事業者からの相談に対して、事業者の負担を考慮し、施設の基準を満たした調理室を整備できるよう、指導や助言を行っているとのことですが、館山市でも、事業者からの相談があれば、寄りそった対応をしていきたいと考えています。

解説

食品衛生法の改正によって浮かび上がった問題を改めて整理したいと思います。

これまで一般家庭で製造していた小規模事業者にとって、いわゆる台所調理が許されていました。しかし、来年6月からは専用の調理室や冷蔵庫など基準を満たした施設でなければ、営業許可が認められなくなりました。

全国の道の駅などでは、人気を呼んでいる『お母さん』や『お婆さん』手作りの惣菜や漬物などが販売されていますが、法改正によりこれら個人商品が消滅する可能性があります。このような法施行の過渡期にあたり、行政として支援できるものはないかという質問をしたわけです。

「調理室設置に関して助成金等の交付について」や、「公民館や学校の調理室等、公共施設を製造者に提供できないか」など、保健所に確認をとっていただくなど、丁寧にお答えいただきました。施設面で即時対応しうる内容ではありませんでしたが、これらの点に関しては感謝します。

その上で、公共施設の利用については不特定多数が利用するものであることは当然理解していますが、共有スペースゆえに営業許可は認められないという保健所の見解でした。

しかし、予約の問題もありますが、連続して数日間の利用も可能であろうと思います。何を製造するのかにもよりますが、1日だけで製造できるとは限りませんし、むしろ、数日間は借り受ける方

が普通かもしれません。その場合は、借りた方の占有スペースと言えるのではないのでしょうか。

同時に、公共施設側も法改正後の合法性が確保されるよう、手洗い設備の設置や食品を衛生的に取り扱うための冷蔵・冷凍設備の設置などの改修も必要になりますが、このような対応ができれば、公共施設での営業許可が認められる可能性はあるのではないかとと思います。是非『場所借り』ができるような仕組みを考えていただきたいと思います。

公共施設を製造場所として借りられるようになれば、製造者にとっては画期的な出来事です。安価な調理室の借り上げ料だけで済むからです。利点は製造する市民のためだけにとどまりません。施設の稼働率も上がり、利用料金は自治体の収益につながり、商品の消滅も回避でき、その商品を懇意にしているお客様も喜び、製造者の味を継承する後継者も現れるかもしれません。まさに『三方よし』の取り組みとなるのではないのでしょうか。

今後も、法改正が行われる場合には、その背景に起こる得る問題にもアンテナを高く構えて、行政としても速やかな対応に備えていただきたいと思います。

2. 市営 25m 室内温水プールと老人福祉センター廃止後の計画

温水プールと2ヶ所の老人福祉センター廃止後の、市としての計画等を伺います。

答弁：市営 25メートル室内温水プール廃止後の計画等については、先月、館山市営プールに関する市民アンケートと利用者アンケートを実施し、現在、集計作業を行っております。このアンケート結果を踏まえ、財政状況や整備手法、資金調達、民間活力の活用など、課題や条件を整理した上で、新たなプールの設置の可能性について、今年度末を目途に検討したいと考えています。

2か所の老人福祉センターについては、利用者が減少しており、他の施設での対応が可能と考え

ておりますが、廃止後の計画につきましては、現在のところ決まっておりません。

解説

廃止後の計画は重要ですが、現時点では公に示すことができないとする状況は理解しました。

仮に、室内プールが設置されれば、老人福祉センターやお風呂などの機能も合わせていくのが合理的かと思えます。

館山市の公共施設は減らす方向性で進めていかなければならないと考えています。理由は「3. 地区公民館の適正規模」の項で述べますが、縮小の内容については機能や役割によって、施設数を減らす、或いは面積ベースで縮小していくことが求められます。同時に、施設の機能集約（多機能化）と高規格化も重要なテーマとしていかなければならないと感じています。

室内温水プールで考えると、単に廃止か新設かを議論するのではなく、他の学校プールや市営プールのあり方も合わせて、方向性を検討すべきと考えます。現在、学校再編へ向けた議論も行われているところですので、そちらの経緯も注視しながらとはなりますが、プールが1つの学校に必ずある必要性はないと思っています。

理由は、小中学校のすべてで老朽化していてメンテナンスや補修改修への費用や手間もかかっている点と、維持経費も高いレベルで毎年推移している点、教師の負担も考慮すべき点、使用期間は夏季限定で経費に見合わない点などです。学校再編が進んだとしても、プールの数については独自にしっかりとした議論を期待します。

個人的には、ほとんどの学校プールを廃止して、新しく室内温水プールを導入すべきであると考えます。しかし、妥当性があるかは慎重な検討が必要です。廃止に伴うこれまでの経費総額を節約

分とした上で、そのための収支計算を明確に示すことが重要です。

旧温水施設における利用者数や収支の状況も鑑み、料金設定は適正だったか否かも検証し直す必要があると思います。新設プールの利用者見込み数など、営業における損益分岐点もシビアに計算し、収支の兼ね合いの取れるラインを設定して判断すべきです。

行政の使命は、事業で儲けるということではありませんが、市民サービスを目的としていても、一方的に支出だけが膨らむ施策は賢明とは言えません。つまり、需要見込みが極めて大切です。

そのためには、多くの人々が利用したいという思いに応えられる高規格のプール施設であることが重要だと思っています。他市の事例から、トレーニングジムであるとか軽食コーナーなど、様々な機能を備えた娯楽的な部分や、幼児から競技仕様まで備えた多角的で充実した施設であれば、需要は高く市の内外からも多くの人々が利用すると思います。財政的にも、行政の一方的な持ち出しとはなりません。今までの温水プールの運営及び収支に対して、新たな視点を加味して改善することができれば成功に導けると思います。むしろ、新設はチャンスともなるものと期待します。

3. 地区公民館の適正規模

現在、地区公民館は10箇所ありますが、人口減少や施設の老朽化などの課題を勘案すると、このままの公民館数を維持すべきかどうか、今後の地区公民館の総数など、適正規模について考える時期に来ていると思います、取り上げました。

答弁： 今後の地区公民館の総数等、適正規模に向けた見解についてですが、現在の地区公民館は10か所あり、いずれも昭和50年前後に建設され、鉄筋コンクリート造である西岬地区公民館と

同分館以外の8か所が木造で、耐用年数を大幅に超過しており、老朽化が著しい状況にあります。また、今後の市税収入の減少に伴う投資的経費に要する支出、充当可能財源の推計からも全ての施設を維持・運営していくことは難しいものと考えております。

一方で、最も身近な生涯学習の拠点として親しまれている地区公民館は、その長い歴史と今後目指すべき共生社会の中で、多くの市民が学び集う場として、今なお、地域コミュニティの醸成に大きな役割を担っております。

今年度、館山市公民館運営審議会内に答申検討委員会を設置し、「公民館再編に向けた今後の公民館のあり方」をテーマに調査研究が進められております。答申検討委員会からの答申で示される今後の公民館の運営方針を基盤とした上で、次年度以降、具体的な総数や適正な規模等を検討し、各地区の状況と将来を見据えた再編による公共施設の適正化を図ってまいります。

解説

現在、市内に地区公民館は10箇所ありますが、今後に向けて、このままの数を保つべきかどうかを考える時期に来ていると思います。その理由として第一に、本市の人口減少への視点です。当然、そこには施設の利用者数の状況や稼働率も厳しく見て、これからの、特に、減少推移なども考慮しなければならないものと思います。人口が減れば、利用者数も減り、使用料収益も減ります。税収も減少しますので、施設を維持するための適正な規模も見えてくると思います。

次に、施設の老朽化への視点です。これに対しては、単に改修や改築を行うのか、或いは合併かといった議論が必要となります。維持管理費やランニングコストを考えると、少なくとも現状の公民館数を保つとする判断は、あり得ないと思います。

学校と公民館は減らすことが相対的合理性ではなく、絶対的必然性だと感じています。維持管理

にも市民のお金が使われていますが、この先、財政面から見て存続できるのかといった死活問題の次元になってくるからです。

これから将来に向けては、施設の統合及び多機能化への議論も避けて通れないと思います。学校と公民館機能については、例えば調理室はどちらか一方に集約するなど、公共施設の合理的管理計画である施設白書的なものの検討も求められるのではないのでしょうか。

一方、公民館の重要な視点は、地域の学習施設であり、コミュニティ活動の歴史的繋がりを持つ文化的拠点でもある必要施設としての位置付けです。この場合の合理的な考え方は、施設の利用者数と稼働率によって判断する思考が求められると思います。これは冷淡的なものではなく、公費で維持運営されている公共施設である以上、客観的に利用状況から見る判断は、最も普遍的な要因として支持されるものと理解します。

安易な合併は無用な摩擦を生じさせる可能性がありますので、個人的には中途半端な再編は行わず、中学校区に一つ地区公民館があれば、その機能は十分果たせるものと考えます。若潮ホールの閉館は決まっていますが、それ以外に規模の大きなコミュニティセンターや豊津ホール、菜の花ホールもありますので、そことの併用で不足はないと考えます。また、各行政区には集会所もあります。地元の集まりや会議はそこでできます。

いずれにしても、館山市公民館運営審議会内に設置された答申検討委員会での「今後の公民館のあり方」についての答申を待つこととなりますが、責任を持って行財政改革を推進する立場にある者は、数や規模などの方向性だけは過たず指し示していなければなりません。

これからは、公民館の数を減らして、残したものについては規模や機能を可能な限り充実させることが肝要ではないでしょうか。

4. 総合検診での骨粗しょう症検査の導入

骨粗しょう症検診の必要性については、専門医は勿論ですが最近では政府も5月31日に、受診率の向上を目標に掲げた「健康日本21」を発表して、積極的に取り組もうとしています。背景には、全国的に受信率の低迷状態が顕著であるからです。

ただし、仮に検査の必要性を理解しているとしても、改めて行動するとなると何かと面倒でもあり、その結果として、受診率の向上に繋がらない部分もあるものと推察します。一般的に、市民にとって最も受診しやすい場は総合検診ではないかと考えます。総合検診で、骨粗しょう症の検査ができれば合理的ではないかと考え、検査項目の追加の可能性について質しました。

答弁：総合検診に骨粗しょう症の検査項目を導入することについてですが、骨粗しょう症は、自覚症状がないことが多く、自身では気づくことが難しいため、早い時期から骨粗しょう症検診を受診することで自身の骨量を知り、日頃から食事や運動などの生活習慣の改善により、骨量の減少を予防することが重要です。

現在、館山市では30歳から70歳までの5歳刻みの女性を対象に、総合検診とは異なる時期に3日間、骨粗しょう症検診を実施していますが、骨粗しょう症検診と総合検診では、対象者が異なっていることに加え、検査スペースや検査機器、スタッフの確保といった課題があるため、現状では総合検診に骨粗しょう症の検査項目を導入することは難しい

と考えています。今後とも、市民の健康増進を図るため、骨粗しょう症検診の必要性について理解を広めていくとともに、より受診しやすい検診体制を構築することにより、さらなる受診率の向上に努めていきます。

解説

骨粗鬆症は、気付きにくい病気であるため検診を受けて、実際罹患しているとか予備軍となっているなど現在の状態を知ること、そして早期に治療や予防に繋げることが大事だといえます。

そのためには、検診受けることが肝要であることは論をまちませんが、より多くの人を受診できる一つの方法として、総合検診での導入を提案させていただきました。

多くの人を受診させたいとする目的は、患者や予備軍の早期発見と、もう一つは、骨粗しょう症が原因で骨折してしまうと「要介護状態」になる可能性が高いとの専門家の指摘もあり、この点も大きな問題であるからです。そうなる前に専門的な治療や適切な生活改善を行えば、骨密度の減少を改善し、骨折リスクを大幅に減少させることができます。

館山市では、3日間で骨粗しょう症検診を実施していますが、その受診率については全国平均が5.3%のところ、12.8%ということで市の受診率は極めて良い数字です。

それを踏まえた上で、全国トップを目指しても良いのではないかと思います。そのためには、検診の受けやすさが重要になってきます。

館山市の検査法は「デキサ・DXA法」を採用しています。しかし、総合検診ではスペースや機器などの関係で難しいと言われました。そこで、現在の検査方法の見直し（MD法・QUS法）なども考えられると思います。

デキサ法より簡易な「MD法」があります。

手のひら・人差し指の骨とアルミニウムの濃度：手の骨密度をX線で測定する方法です。簡便に測定できるので、DXA（デキサ）装置のない医療機関ではよく用いられている方法です。（ただし、薬による骨密度の上昇効果が判定しにくい。）

他にも「QUS法」があります。

「超音波法」詳しくは「定量的超音波測定法」と呼ばれ、かかとの骨に超音波を当て、骨の強さを反映する測定方法です。これは、X線被ばくの心配がないということで、妊娠中の方でも測定することが可能となる利点があります。（診断には使われませんが、検診などで骨折リスクを簡単にスクリーニングする方法として普及している。）

血液・尿検査でも調べることができます。

骨代謝マーカーという検査により、骨の新陳代謝の速さを知ることができると言われています。

骨代謝マーカーの高い人は骨粗しょう症による骨折の危険性が高いと判断され、また、骨密度の低下速度が早く、骨粗しょう症のなりやすさとの関連も考えられるということです。

この、骨代謝マーカーは血液検査、尿検査によって測定されますので、総合検診での導入も可能ではないでしょうか。

しかも、現在の骨粗しょう症検診を踏襲して『女性』で『5歳刻み』として、さらに『希望者』を対象とするということであれば、混雑もかなり緩和されるものと考えます。

このように、検査方法の選択によって、総合検診でも導入の可能性はあります。

早期発見により早期治療や予防に結びつくと、大きな改善効果が認められているそうです。深刻な状態になる前に治療すれば、当人は辛い思いもせず、国保医療費の抑制にも繋がります。保健行政の観点からも、発症に至る前の検診に力を投入すべきと考えます。

骨粗しょう症については、多くの市民が理解することも大切かと思しますので、周知についても丁寧に取り組んでいただきたいと思います。

令和4年度 決算質疑

決算とは、一会計年度の歳出歳入予算の執行の結果を調査し、その適否をみるとともに、基本的には次年度予算編成の指針とするための予算と実績を対比するものです。

1点目

歳入について予算現額では、およそ257億円の見積りに対して実際の収入済額ではおよそ236億円。約20億円の差の主な要因、併せて、歳入予算に対する評価をお聞かせください。

答弁：来年度への繰越事業による不用額がほとんどである。また、歳入予算は適正であったと評価している。

解説：決算を通して、明年の予算編成に係る予算現額への積算見通しの参考としていかなければなりませんので、決算時における収入済額と歳入見通しの均衡は求められます。責任ある積算による令和6年度の予算編成に臨んでいただきたいと思います。

2点目

財政調整基金について。令和9年度までに、何も効果的な財政対応ができなければ財政調整基金は底をつくという予測があります。

4年度決算では、前年度比で約5億円の増額となりました。その要因と、明年度以降の基金現在高の推移見通しをお聞かせください。

答弁：令和3年度の剰余金等で4億円余りあり財政調整基金を取り崩さずに済んだが、今後、厳しい推移予測に変わりはない。

解説：単純には歳入の増と、歳出の減に取り組んでいくしかない。市税等の回収率の向上やふるさと納税による増収、公共施設の利用料金の見直し、公共施設の適正規模化や縮小などによる歳出額の抑制等があります。ともに、着実に進めていかなければならない問題です。

3点目

第6款 農林水産業費 漁港管理事業について、この事業の決算額はおよそ2600万円で、予算現額はおよそ3800万円です。この差額は次年度への繰越を意味するのでしょうか。

また、これまでも荷捌き場などの整備をしてきた下原漁港について、4年度決算においても漁港機能保全工事等が実施されました。整備の必要性は理解しますが、市の助成等に対する漁獲量や水揚げ高との関係性について、どのように評価しているか。

答弁：差額は、明年度への繰越ではなく、前年度からの繰越による差額である。助成への基準等はないが、各漁協で整備計画を作成し、それに基づいて助成を検討している。

解説：市が助成する事業であれば、費用対効果を明らかにし、客観的評価に値する事業だったかを総括していかなければならないと思います。

4点目

稚貝放流事業補助金について、以前も予算決算審査で取り上げたことがあるが、放流した鮑の回収率等は把握しているのか。

答弁：把握していない。

解説：サザエは判別できないが、アワビは養殖ものか天然ものかの違いがわかる。放流した稚貝の回収率を調べることは、放流時点での適正量まで、科学的に判断できる。自動的に、事業規模も算出されることから、市が助成する適正額も導かれます。

しかし、これまで漁協に報告義務はなく、行政側も把握していない。データに基づかない事業は、効果も検証できないため、健全な支援事業とは言えないと感じます。

また、東京湾漁業総合対策事業補助金に「藻場」の回復事業があります。鮑やサザエが定着する必須の条件は、カジメやアラメなどの海藻類が繁茂している豊かな環境でなければなりません。この事業における予算規模も適正なのかといった検証が求められます。磯焼け対策がセットでなければ稚貝放流事業の正しい成果を得ることはできません。藻場の回復状況についても実証結果を客観的に評価していかなければ、事業そのものの適正規模や成否等の検証も適うものにはなりません。

5点目

経常収支比率について、令和4年度は94.9%と、硬直化している状態と理解していますが、県内自治体の中で何番目に位置していますか。併せて、改善策についてお考えをお聞かせください。

答弁：37市中、（良好な市から数えて）28番目に位置する。改善策は難しいと考えている。

解説：経常収支比率の算出では、歳入が分母に、歳出が分子にあたる。分母が減る要因として依存財源の影響を受け、交付税額等が下がると、比率は上昇し硬直化する。また、近年の物価高騰によって分子は増大することで比率が上昇する。抜本的には、自主財源を増やしていくことが、財政安定化には必須の要件となる。

6点目

不用額について、職員等の創意工夫によって圧縮された不要額があれば、その事業等をご紹介ください。

答弁：業者に依頼せず、電気工事の資格のある職員が配線を行なった事例や、金属と木材を分別して、金属は資源として収入となった事例等がある。

解説：民間では当たり前に行われる行為が、予算を圧縮して事業を遂行させることです。

しかし行政の場合は、概ね予算現額に沿った事業を考えているので、予算圧縮そのものが難しい事業がほとんどではないかと思います。4年度決算でも、次年度繰越分の不要額がほとんどということでした。

その上で、歳入総額から歳出総額を引いたものを形式収支と言いますが、歳入が多ければ形式収支はプラスになりますし、歳出を抑えても同様の成果を得られますので、そこを目指して欲しいと思うわけです。

決算質疑に当たって申し上げたいことは、職員の創意工夫によって圧縮された不要額がある場合は、全庁あげて、担当部局や職員を顕彰して欲しいと思います。歳出総額を抑制する働きの一つとして、大いに顕彰すべきものです。

決算質疑について：

決算審査の論点として、事業の結果内容を問う決算審査は、予算に従って正規に支出したとしても、当初予期した効果が認められなければ、適正な執行とは言えません。更には、効果を検証しない事業への予算執行も、また、認められないという論法が成り立つと思います。最小の予算で最大の効果をうるものが、市民から求められる事業であると考えます。

館山市議会 議会報告会

ぜひご参加
ください!!

館山市議会
議会報告会 2023

申込不要

10月28日(土) 会場/館山市役所
本館2階会議室
午前10時～11時30分 (定員50名程度)

午後14時～15時30分 (定員50名程度)

常任委員会(総務・文教民生・建設経済)

報告:質疑応答

意見交換会のテーマ

公共施設の再編
身近な問題です。
一緒に考えましょう!

お問合せ先 館山市議会事務局 TEL 22-3527
メール gikai_jcity.tateyama.chiba.jp

令和5年10月28日(土)

午前の部 10:00～11:30

午後の部 14:00～15:30

会場 館山市役所 本館2階会議室

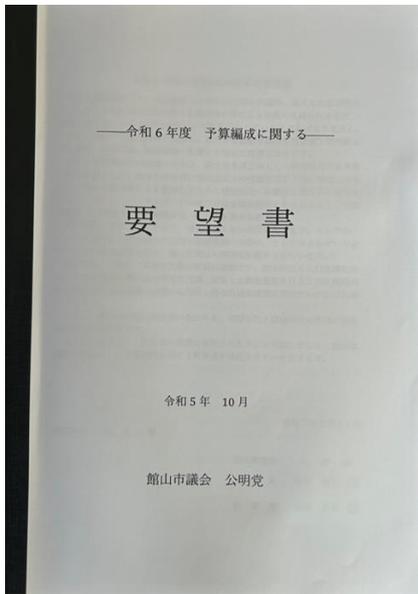
常任委員会(総務・文教民生・建設経済)

報告:質疑応答

意見交換会のテーマ

公共施設の再編

令和6年度 予算要望書を提出



『令和6年度 予算要望書』を、第3回定例会最終日の9月28日、公明党市議団として森 正一市長に提出しました。

内容は

「行革財政」11項目 「市民協働」7項目 「地方創生」6項目 「防災防犯」14項目
「教育行政」10項目 「高齢福祉」7項目 「社会福祉」18項目 「医療健康」12項目
「環境」8項目 「道路」5項目 「産業観光」8項目 以上106項目。

無料法律相談 (主催：公明党千葉県本部)

令和5年 (団体名：菜の花会) 館山市の開催日程

会場：菜の花ホール第2集会室

日時：10月18日(火) 13時から17時まで

お気軽にご利用ください。お一人(1組)30分単位。

事前予約が必要です。ご連絡をお願いします。

瀬能 TEL(携帯) 090-7276-0903

※ 次回は令和6年1月、4月、7月、10月の年4回の開催を予定しています。

※ 令和6年の会場については、2か月以上先の予約ができないため、予約可能となった時点でお知らせします。

要望対応

館山1063番地先と館山966番地先の2つの十字路

通学路となっているが、それぞれ両方向の「止まれ」が消えていた。

令和5年3月27日 地域住民の声を受け、館山警察署へ要望、9月に実施。

